

## 会議の結果要旨

### 1 開催した会議の名称

平成26年度第1回精華町情報公開・個人情報保護審査会

### 2 開催日時

平成27年3月19日 午後5時30分から午後8時30分まで

### 3 開催場所

精華町役場5階 行政委員会室

### 4 出席者

船越昇会長, 大島佳代子委員, 加藤進一郎委員, 久保美栄子委員, 松戸浩委員  
(事務局) 岩崎事務局長、松井課長補佐、佐藤主任主査

### 5 議題

番号法制定に伴う精華町個人情報保護条例改正について

### 6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

### 7 審議等の要旨

番号法制定に伴う精華町個人情報保護条例改正について

#### (1) 番号制度について

番号制度概要について事務局より説明。

#### (2) 精華町個人情報保護条例の改正に向けて考え方(案)について

同案の概要について事務局より説明。

同案についての審議。

#### ※審議内容及び結果

##### ア 個人番号を含む死者の個人情報

個人番号を含む死者の個人情報について、番号法の規制を上乗せ・横出しして特定個人情報と定義するかどうかに係る町の考え方としての次の案1及び案2について

##### ◇案1

番号法では、個人番号を含んだ死者の情報を特定個人情報と

して位置付けていないことから、当該情報を町条例における特定個人情報として保護の対象とすることは、番号法に定める規制を上乗せ・横出しすることとなる。番号法の定義に一致させたほうが、条例としても分かりやすいことから、個人番号を付した死者の情報については、町条例においても、特定個人情報としての位置付けをしない。

#### ◇案2

番号法では、個人番号を含んだ死者の情報を特定個人情報として位置付けていないが、町条例においては、

- ①一般法三法とは異なり、もともと死者の情報を個人情報に含めている。
- ②死者の情報を特定個人情報として保護しない積極的な理由が見いだせない。

ことから、番号法に定める規制を上乗せ・横出しして、特定個人情報として位置付け、保護の対象とする。

#### ◆審議結果

案1が妥当である。

#### 【審議過程における委員意見等】

- 松戸委員→ 死者の情報をどうするかについては、各自治体の個人情報保護条例で、様々に定められている。

特定個人情報は、個人情報の中でも特に手厚く保護をするために設けられた法律上の概念であって、従前の個人情報保護条例の考え方にとらわれる必要はない。自治体独自に死者の情報を特定個人情報として定めることによって、法律との関係で技術的な問題が生じることが考えられる。

条例上、死者の情報を特定個人情報として位置付けないことで、死者の情報が個人情報から排除されるわけではなく、個人情報としての保護の対象であることには変わりない。このことから、特定個人

情報として位置付けない案1が妥当である。

- 加藤委員→死者の情報については、番号法の定義に一致させたほうがよい。死者の情報を特に保護する必要が生じることとなった場合に再検討をして条例改正の措置を講じたらよい。

#### イ 開示手数料の減免

個人情報の開示請求に係る手数料について、町条例は、写しの交付に要する費用として実費分のみを徴収することとしており、閲覧のみの場合であれば費用を徴収しないなど、利用しやすい制度となっている。

→以下◇案1又は◇案2。

##### ◇案1

よって、特定個人情報の開示請求であっても、写しの交付に要する費用については、減額や免除の規定を設けず現行制度を維持することとする。

##### ◇案2

しかしながら、特定個人情報については、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、また、不正な取り扱いがなされていないかとの町民等の危惧に対応する必要がある。開示請求の制度をより容易に利用できるような制度を設けることが必要であり、特定個人情報の開示請求に係る写しの交付に要する費用について、減額又は免除の規定をおくこととする。

#### ◆審議結果

案2が妥当である。

##### 【審議過程における委員意見等】

- 船越会長→ 減免規定を設けることによって、特定個人情報以外の請求にも波及することはないか。
- 事務局→ 特定個人情報の開示請求については減免をし、それ以外の個人情報の開示請求については減免

をしないこととなる。窓口での混乱が予想される。

●松戸委員→ 減免規定を設けることにより規則等の整備が必要となる。

●事務局長→ 近隣自治体で減免規定を置くこととなった場合、本町だけ置かないとなると、理由が必要。

ウ 上記ア及びイ以外の事項について

◆審議結果

精華町個人情報保護条例の改正に向けての考え方(案)の考え方により、条例改正を行うことが妥当である。

#### 4 その他

行政不服審査法改正について(報告)

行政不服審査法改正に伴い、不服審査の方法が変更となること及び第三者機関の設置が必要となることについて概要を説明し、併せて第三者機関の設置方法のパターンについて事務局から説明。